

(参 考)

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

( 陳 情 )

陳情第8号

受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情（不採択）

( 陳情の趣旨 )

私たちはスモークフリーの社会を目指し活動している団体であるが、今日、喫煙がもたらす健康被害は医・科学的にも立証されているところである。平成 15 年 5 月 1 日に施行された健康増進法では喫煙の弊害が指摘され、有効な対処策を講じるよう指摘するとともに、我が国も批准し平成 17 年 2 月 27 日に発効したたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）においては具体的な施策が明記され、すべての締約国が有効な対策に取り組むよう要請されているところである。

しかし、我が国では現状において喫煙被害に関する有効な施策が実効されているとは言いがたく、ましてや毎年 6800 人が亡くなっているとも言われている受動喫煙対策は遅々として進んでいないのが現状であり、先進国の中では対策のおくれている極めて特異な国となっている。

一方、平成 22 年 4 月 1 日から施行された神奈川県公共の施設における受動喫煙防止条例は全国初の条例として注目を集めたが、今日、当該県民の 87%の賛成を得ているほか、喫煙者に限っても 59%が賛成しているとの報告がなされている。さらに約七、八万人の神奈川県民が禁煙を達成したと推計され、県民の健康保持に寄与した条例の社会的効果として評価されているところである。

このような現状の中で禁煙対策は最優先の課題であり、市民の健康を守る立場からも、市において一刻も早く受動喫煙防止条例を制定されることを陳情する。

( 陳情事項 )

受動喫煙防止条例を制定すること。

平成 24 年 4 月 4 日

陳 情 者 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201

日本禁煙学会

理事長 作田 学 外 1 人

---

陳情第10号

子どもの聴覚検査早期実施に関する陳情（不採択）

( 陳情の趣旨 )

生まれつき、耳が聞こえがたい子どもは 1000 人に 1 人ぐらいと言われている。その中、聴覚障害児は早期発見、早期治療が必要と言われて久しい。この点、青森市では 3 歳児健診において聴覚検査が実施されているという。しかし、その時点では遅いのである。なぜなら、人工内耳（内耳の中に電極を埋め込み、この電極で聞こえの神経（聴神経）を刺激して、音を聞こえるようにするもの）の手術をする年齢は早いほうがよいと言われているからだ。それは、音声言語の獲得がスムーズになるこ

とは確かで、特に話し言葉の流暢度や明瞭度が高くなるからだと言われている。日本における人工内耳手術の適応基準は1歳6カ月になっているが、欧米諸国では生後6カ月～12カ月となっている。

障害児を選択して産んだわけでもない。障害児は選択して生まれてきたわけでもない。ところがその負担はまだまだ家族、特に母親に重くのしかかる現状は福祉国家と呼ぶにはほど遠い。しかし、憲法第13条前段は「すべて国民は、個人として尊重される」と定める。

そこで、家族負担の軽減を図り、そしてまた差別を排除し、人は皆同じ、個人は皆違うという当たり前の社会を構築するため、聴覚検査を4カ月児あるいは7カ月児健診の際に導入するよう陳情する。

(陳情事項)

4カ月児あるいは7カ月児健診の際に聴覚検査を加えること。

平成24年6月15日

陳 情 者 青森市大字駒込字月見野 299 番地 219  
鳴井 勝敏

---